

| | |
|----------------|--------------|
| ・弥富市役所 | 65-1111 (代表) |
| ・鍋田支所 | 68-8001 |
| ・十四山支所 | 52-2111 |
| ・総合福祉センター | 65-8103 |
| ・総合社会教育センター | 65-0002 |
| ・図書館 | 65-1117 |
| ・歴史民俗資料館 | 65-4355 |
| ・同報無線確認電話 | 65-8517 |
| ※臨時放送の確認ができます。 | |
| (市外局番 0567) | |

| | |
|---------------|---------------|
| 人口 | 44,470人 (-7) |
| 男 | 22,347人 (+8) |
| 女 | 22,123人 (-15) |
| 世帯 | 16,735 (+16) |
| (平成27年2月1日現在) | |

お知らせします

2015やとみ春まつり

今年も弥富市に春の訪れを告げる「やとみ春まつり」が2日間開催されます。

会場舞台では「ヒーローショー」や昨年結成された「海部地域盛り上げ隊(A.M.T)」、市民の方が参加するステージが開催されます。

また、たぐさんの飲食・即売ブースの outlet や「弥富金魚・花きの品評会、即売会」が行われ、会場は大変な賑わいをみせます。皆さんぜひ会場へお出かけください。

▼とき
4月4日(土)
午後1時～4時30分
5日(日)
午前9時～午後3時30分

日光川河川防災ステーションが完成しました

日光川と目比川の合流地点(愛西市諸桑町地内)に、愛知県海部建設事務所において整備が進められてきた日光川河川防災ステーションが完成しました。

この施設は、水害が発生した場合の緊急復旧活動および水防活動に必要な資機材を備蓄し、河川災害が発生した場合の被害軽減と速やかな緊急復旧活動、さらには、洪水を未然に防ぐため、水防活動を行うための拠点として整備されたものです。

平常時は、自主防災組織などの地域住民の方にも、水防・防災活動の学習、訓練の場として活用していただくことができます。この場合の利用申請は、利用される方が住まれる各市町村の防災担当課で受け付けています。

▼問い合わせ先
市役所防災安全課(内線362)

国民健康保険の加入、喪失手続きをお願いします。

毎年、3月・4月は転入、転出または会社に入社、退社されることなどが多くあります。

国民健康保険への加入や喪失(やめる)は、自動的に行えませんので各自にて届け出が必要です。

▼問い合わせ先
市役所商工観光課(内線252)

原動機付自転車・軽自動車・普通自動車などの名義変更および廃車の届出は、お早目!

毎年3月は軽自動車税・自動車税申告などの関係から、名義変更および廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっております。

このため、名義変更および廃車の届出はできるだけ3月中旬頃までに済ませていただきますようお願いいたします。

健康保険の資格に変更がありましたら14日以内に市役所保険年金課へ届け出てください。(届け出が遅れますと保険給付できない場合があります。)

国民健康保険の手続き

| こんなとき | 手続きに必要なもの |
|--------|---|
| 加入するとき | 職場の健康保険をやめたとき 健康保険をやめたことの証明書、印鑑 |
| やめるとき | 他市町村から転入したとき 印鑑 子どもが生まれたとき |
| その他 | 職場の健康保険に加入したとき 保険証、職場の健康保険の保険証、印鑑 他市町村へ転出するとき 保険証、印鑑 死亡したとき 保険証、印鑑、喪主の振込口座(葬祭費支給のため) 退職者医療制度に該当したとき 保険証、年金証書、印鑑 市内で転居したとき 保険証、印鑑 氏名・世帯主が変わったとき 被保険者証を紛失したとき 運転免許証などの本人確認書類、印鑑 |

▼問い合わせ先
市役所保険年金課(内線123)

ことになりまますのでご注意ください。特に、軽自動車税につきましては月割課税の制度はありませので、4月2日以降に廃車や譲渡されても、その年度分の税金は全額納めていただくこととなります。

固定資産税の台帳を縦覧することが出来ます

平成27年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿を、次の通り縦覧することができます。

なお、本人が縦覧する場合は本人確認ができるもの、代理人が縦覧する場合は、所有者の委任状および代理人の本人確認ができるものが必要です。

※本人確認の方法は、運転免許証などで確認させていただきます。詳しくは市役所税務課までお問い合わせください。

子ども医療費支給事業について

市は、市内に在住する中学3年生までのお子さんの医療費を助成しています。

また、平成27年度小学校1年生から中学校3年生に該当するお子さんの新しい「子ども医療費受給者証」は、3月末までに郵送でお届けします。

なお、3月末までに新しい「子ども医療費受給者証」が届かない場合はお問い合わせください。

▼問い合わせ先
市役所保険年金課
(内線126・127)

平成27年度から一時保育を行います

一時保育とは、保護者の就労・就学・職業訓練などの理由により、一時的に家庭での保育が困難となった児童を保育所で一時的に保育する制度です。

▼利用対象者
・保護者の仕事や就学の都合により、一時的に保育が必要となる場合
・保護者や家族の傷病や入院、冠婚葬祭などにより、保育が必要となる場合
・保護者の心理的、肉体的な育児疲れ解消などの理由による

時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
▼縦覧場所・問い合わせ先
市役所税務課
(内線355～357)

特定市街化区域農地の宅地並み課税について
市街化区域農地から特定市街化区域農地への移行に伴い、固定資産税が、平成24年度から「宅地並みの課税」となっています。ただし、平成24年度～平成27年度に限り次の特例率を適用しております。※市内の市街化区域内にある農地が対象です。

| 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 特例率 | 0.2 | 0.4 | 0.6 | 0.8 |

評価額 × 1/3 × (平成27年度の特例の率[0.8])

▼問い合わせ先
市役所税務課
(内線355～357)

▼対象児童
市内在住の満8ヶ月から就学前までの児童

▼実施保育所
白鳥保育所

▼利用期間
1ヶ月に14日以内

▼保育時間
平日：午前8時～午後4時
土曜日：午前8時～正午

▼利用料
1時間当たり(予定)
3歳未満児 400円
3歳以上児 200円

▼申し込み方法
利用予定月の前月1日から利用日の5日前まで受け付けますので、市役所児童課にてお申し込みください。

▼申し込み時の持ち物
子どもの健康保険証、子ども医療費受給者証

▼問い合わせ先
市役所児童課
(内線152～154)

